

福岡県貨物自動車運送事業経営強化緊急支援補助金 交付要綱

公益社団法人 福岡県トラック協会

〔目的〕

第1条 この要綱は、福岡県が公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）を通じて、働き方改革関連法の適用によって、令和6年4月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制適用等により、トラックによる輸送能力の不足が懸念される、いわゆる「物流の2024年問題」に対応する貨物自動車運送事業者の取組を支援し、安定的な物流サービスの確保に資することを目的とする。

〔補助対象者〕

第2条 福岡県内に営業所を有する貨物自動車運送事業者（県ト協の非会員事業者を含む。以下「事業者」という。）で、以下の要件を全て満たしていることとする。

(1) パートナーシップ構築宣言を行っていること

(2) 中小企業者であること（※）

※中小企業庁の解釈により、次のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

〔補助条件及び対象期間〕

第3条 令和6年3月8日から令和7年1月31日までの期間に、ドライバーの労働負担の軽減や輸送効率化に資する機器・システムの新規導入、またはドライバー確保もしくは拘束時間削減に向けた取組を新たに行い、経費の支払いを完了させ、県ト協に申請したものを対象とする。

〔補助対象〕

第4条 別表「補助対象経費」に掲げるものとする。

ただし、国や地方自治体または県ト協、その他団体等からの補助金、交付金に類する助成を受ける補助対象経費は対象外とする。

〔補助金の交付額〕

第5条 1事業者あたり、補助対象経費（税抜き）の合計額（※）の2分の1で、上限300,000円（千円未満切捨て）とする。

〔申請受付期間〕

第6条 令和6年6月3日から令和7年1月31日まで

なお、上記期間に先着順で受付を行う。ただし、上記期間中であっても予算額に達した場合は受付を締め切ることとする。

〔申請方法〕

第7条 事業者は、県ト協宛てに下記書類を郵送（書留郵便またはレターパックに限る）にて提出することとする。

なお、1事業者からの申請回数は1回限りとし、申請書類の提出期限は令和7年1月31日までとする。（※当日消印有効）

提出書類

- (1) 福岡県貨物自動車運送事業経営強化緊急支援補助金
交付申請書（様式1）
- (2) 福岡県貨物自動車運送事業経営強化緊急支援補助金
内訳書（様式2）
- (3) 福岡県貨物自動車運送事業経営強化緊急支援補助金
添付書類チェック表（様式3）
- (4) 添付書類 ※「添付書類チェック表」（様式3）参照

〔補助金の支払い〕

第8条 県ト協は、事業者から提出された「交付請求書（様式1）」に基づき、事業者の指定する金融機関に、補助金を振り込み交付するものとする。

〔財産の処分制限〕

第9条 事業者は、補助金の交付を受けた物品について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定める期間を経過していないものについては、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。

〔補助金の返還〕

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するとき、県ト協の請求に基づき助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

- (1) 本交付要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

〔雑則〕

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

〔附則〕

1. 本要綱は、令和6年6月3日より施行する。
2. 令和6年6月5日一部改正